令和7年度 経済産業省 国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動)及びエネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))の再委託事業に関する公募要領

令和7年4月

一般財団法人日本規格協会

令和7年度 経済産業省 国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準 化加速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動)及びエネルギー需給構造高度化基準認 証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))の 再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動)」及び「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))」の再委託事業実施者を、以下の要領で公募します。

1. 事業の目的(概要)

第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、また、新市場の創造や技術の社会実装のために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。

「国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動)」では、先端技術や新たなサービス等に関するルールの整備に標準が必要となる分野、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野等のうち、産業の基盤となる分野について、関連技術情報や実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築、JISの開発等を実施するとともに、国際標準化戦略に関する調査研究、若年層で議長・国際幹事等の役職者候補の人材育成、国際会議等でのOJT等を実施します。

また、「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))」では、我が国が強みを有する省エネルギー等に関する製品・システム等において、新規対応が必要となる分野の国際標準開発、国内標準開発、国際標準化に向けた情報収集、若年層で議長・国際幹事等の役職者候補の人材育成、国際会議等でのOJT等を実施します。

2. 事業内容

令和7年度は、国際標準開発活動(※)の委託事業として、以下に記載のテーマ・内容について、それぞれ実施します。委託事業の期間はテーマごとに示された期間が上限となりますが、上限までの期間の契約を確約するものではありません(単年度契約)。

なお、翌年度以降において、必要に応じて標準化すべきテーマ・内容の見直しを行う場合 があります。その場合の具体的なテーマ・内容については、経済産業省との協議の上、当会 が選定する予定です。

(※)本公募における国際標準開発活動には、ISO/IEC の他、ISO/IEC と協調・リエゾン関係にある国際機関、地域機関、フォーラム等の組織を通じた ISO/IEC の国際

標準開発活動を含むものとします。なお、ISO/IEC と協調・リエゾン関係にある 組織としては、例えば、OIML (国際法定計量機関)、UNECE (国連欧州経済委員 会)、CIGRE (国際大電力システム会議)、IEEE (米国電気電子学会)、CIE (国 際照明委員会)、VAMAS (新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト)、 CEN (欧州標準化委員会)、CENELEC (欧州電気標準化委員会)等があります。

(1) 国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動)

[国際標準開発]

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
静圧気体軸受用語に 関する国際標準化	精密機械や半導体装置等で使用される静圧 気体軸受に係る用語は、各国・企業により	令和7年度~ 令和9年度	4,479,025
関する国际保华化	異なっており取引上の不便が生じていることから、我が国が主導して共通化を図るため、用語の国際標準化を行う。	市和サ牛皮	
Advanced Air Mobility(AAM)に 関する国際標準化	今後の活用が期待されている AAM (空飛 ぶクルマ) に関して、各国が認識を合わせ て議論するために必要となる ConOps (運 用概念) について国際標準化を行う。	令和7年度~ 令和9年度	42,178,301
サービス産業における人と人とのインタラクションの円滑化に関する国際標準化	サービス産業における人(サービス提供者) と人(顧客)との相互のインタラクションにおいて、サービスの品質向上や均質化のため、人間工学的視点での配慮・推進事項の国際標準化を行う。	令和7年度~ 令和9年度	8,486,400
災害レジリエンス向 上に資する建築用免 震ゴム支承の試験方 法に関する国際標準 化	大規模地震対応での更なる品質水準の向上、日本の免震ゴム製品の性能優位性確保のため、被災建築物の継続使用を可能とする免震ゴムの動的性能を求める試験方法の国際標準化を行う。	令和7年度~ 令和9年度	15,098,720
宇宙航空利用の拡大 及び半導体微細化へ の対応に向けた宇宙 天気サービスに関す る標準化	宇宙天気によって被害を受ける製品やシステムに携わる技術者が、予測される被害を回避・低減し、被害を受けた場合には、製品やシステムの復旧のために参照することができるボキャブラリー集の標準化を行う。	令和7年度~ 令和9年度	9,342,193

[JIS 開発]

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度
			上限金額
			円(税込)

ISO 22458(消費者	サービス提供者が消費者の脆弱性に配慮し	令和7年度~	2,500,000
130 22436 (何負有 の脆弱性-包摂的な	た安全・安心な取引を実現するため、2022	令和9年度	2,500,000
サービスの設計及び		71年9年度	
提供のための要求事	年発行の ISO 22458 に対応した JIS 開発		
	を行う。		
項及びガイドライ			
ン)に関する JIS 開			
発			
ISO 29993(公式教	今後の雇用情勢において、人材の流動化の	令和7年度~	4,400,000
育外の学習サービス	高まりとともに創出される新たな教育訓練	令和9年度	
-サービス要求事	市場のインフラ整備を想定し、民間教育訓		
項)に関する JIS 開	練機関の品質を担保・向上するため、ISO		
発	29993 に対応した JIS 開発を行う。		
温暖化対策に資する	温暖化対策を支援するために開発された環	令和7年度	4,385,555
環境情報に関する	境情報に関する ISO 規格に対応した JIS 開		
JIS 開発	発を行う。		
, .,			
構造タンパク質繊維	人工構造タンパク質素材の国内における品	令和7年度~	12,336,354
の鑑別等試験方法に	質及び安全性の保持を目的として、構造タ	令和9年度	
関する JIS 開発	ンパク質繊維の鑑別等試験方法の JIS 開発		
	を行う。		
「屋外移動支援機	介護者の負担軽減や高齢者の自立の促進の	令和7年度~	7,100,000
器」及び「非装着型移	ため、既存の歩行補助器 JIS 及び障害者リ	令和8年度	
乗介助機器(立ち座	フト JIS をベースとし、ロボット技術等の		
り支援型及び抱き上	先端技術や電気・制御関連を拡充した JIS		
げ型)」に関する JIS	開発を行う。		
開発			
火薬類の容器包装性	国連勧告に定められている適正な包装容器	令和7年度~	5,401,507
能試験方法に関する	を使用した火薬類の輸送や貯蔵等を行うた	令和9年度	0,202,001
JIS 開発	め、容器包装性能試験方法のJIS 開発を行	10 111 0 1 2	
010 7070	5.		
ペルフルオロアルキ	JIS K 0450-70-10:2011 (工業用水・工業排	令和7年度~	3,978,000
ル化合物 (PFAS) 測	水中のペルフルオロオクタンスルホン酸及	令和9年度	3,370,000
定法に関するJIS開	びペルフルオロオクタン酸試験方法)を	カ和3千人	
発	ISO 21675:2019 (水質-水中のペルフルオ		
光	ロアルキル及びポリフルオロアルキル物質		
	(PFAS)の測定)に整合させるため、適用		
	範囲を工業用水・工場排水の他、飲料水、		
	環境水 (淡水・海水) に変更し、ISO 21675		
	で対象としている 30 種類の PFAS が測定		
	可能となるよう改正を行う。		
成形品材料における	フッ素ポリマー成形品について意図せず特	令和7年度~	8,192,652
特定 PFAS 含有分析	定 PFAS (化審法で使用が禁止されている	令和9年度	
の信頼性向上:定量	物質)が含まれる場合、それを分析するた		
方法及び測定試料調	めの試料調整方法、及び調整方法を含めた		
整法に関する JIS 開	定量分析方法の JIS 開発を行う。本テーマ		
発	では、異業種の国内関係者と摺合せを行い、		
	JIS 開発を行う。		
サービス付きオフィ	在宅勤務が浸透している中、自宅において	令和7年度~	451,000
スが提供するサービ	仕事を行うための環境が整っておらず生産	令和8年度	
スのアイコンに関す	性が低下するという問題があり、自宅/職		
る JIS 開発	場以外で生産性の高い業務が行えるよう		
	「サービス付オフィス」の整備が進んでい		
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ı	

る。その一方、分類や用語定義において統	
一がされておらず、エンドユーザーに与え	
る混乱が課題となっている。それに伴い日	
本主導で標準化を進めている DIS 段階	
(2024 年末現在) の"ISO/IEC 20931 User	
interfaces — Icons for representing	
services in serviced offices" (テレワーク環	
境の定義)の JIS 開発を行う。	

[調査研究等]

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
組織内翻訳部門の一般指針及び関連分野に関する標準化活動 (ISO/TC 37 (言語) /SC 5 (翻訳・通訳))	日本語を使用する我が国において、国際競争力の強化のためには、日本語と他言語との翻訳・通訳を通じた情報の円滑な発受信やコミュニケーションが重要であることから、翻訳・通訳分野の国際標準化及び関連会議への対応等を行う。	令和7年度~ 令和9年度	3,728,450
妥当性確認及び検証 を担う人材の育成・ 登録・管理に係わる 適合性評価スキーム 開発に関する標準化 戦略構築	日本の状況に適した第三者妥当性確認・検証人材の確保に向けて、人材の育成・登録・管理に関する適合性評価スキーム開発のための調査を実施し、標準化戦略を構築する。本テーマでは、異業種の国内関係者と摺合せを行い、標準化戦略構築を行う。	令和7年度	4,033,577

(2) エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))

[国際標準開発]

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
耐オゾン性試験クラック深さの求め方に 関する国際標準化	省資源化、災害レジリエンス向上、日本製品の評価・差別化のため、ゴム製品の交換時期の目安となっているオゾンクラック性について評価精度を向上させたオゾンクラック深さの測定方法の国際標準化を行う。	令和7年度~ 令和9年度	5,509,600
印刷分野(環境貢献、 他)に関する国際標 準化	テキスタイル印刷の環境側面に関する情報 伝達基準、紙の特性値からインクジェット 印刷の画質を予測する方法・手順及び LED 評価光源に関する印刷分野の国際標準化を 行う。	令和7年度~ 令和9年度	2,653,629
繊維製品の接触冷感性試験方法に関する 国際標準化	日本が開発した接触冷感繊維の海外での信頼性向上、海外市場拡大のため、接触冷感性試験方法の国際標準化を行う。	令和7年度~ 令和9年度	9,142,879

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
スマートモビリティ を実現する高度自動 運転システムに関す る国際標準化	自動運転の安全性に関する規制化の検討が 国際的に進展していることを踏まえ、当該 規制において引用元となる国際標準の開発 を主導的に行う。本テーマでは、異業種の 国内関係者と摺合せを行い、国際標準の開 発を行う。	令和7年度~ 令和9年度	75,295,068

[JIS 開発]

	ft.	HH -14 (18 HH	
テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
2050 年カーボンニュートラル化を推進するコンクリート及びコンクリート構成材料の CO ₂ 固定量の評価方法に関するJIS 開発	2050 年カーボンニュートラル化を推進するため、コンクリート及びコンクリート構成材料中に炭酸カルシウムとして固定化された CO ₂ 量の測定方法に関する JIS 開発を行う。	令和7年度~ 令和8年度	4,559,000
循環資材の環境安全 品質に係る試験方法 及び検査方法の標準 化に関する JIS 開発	循環資材の性状、利用環境、試験・検査等の運用実態を踏まえた、循環資材の環境安全品質に係る試験方法及び検査方法の標準化に関する JIS 開発を行う。本テーマでは、異業種の国内関係者と摺合せを行い、JIS 開発を行う。	令和7年度~ 令和9年度	37,674,260
IoT 住宅における高齢者等の自立生活支援のための住設機器連携の機能安全に関する JIS 開発	IoT 機器の急速な普及に伴い、住宅へ多くの IoT 住設機器類が設置されるようになったが、これらの機器は個々の製品における安全基準だけでなく、連携時についても安全基準を設ける必要がある。現在開発中のIEC 63168 は IoT 住設機器連携時の安全基準規格であり、日本においても適応が望まれる規格である。本テーマでは、異業種の国内関係者と摺合せを行い、該当国際規格の JIS 開発を行う。	令和7年度~ 令和9年度	11,302,820

[調査研究等]

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
難燃薬剤処理木質 料に関する標準化 査		令和7年度	6,368,000

テーマ名	内容	開発期間	令和7年度 上限金額 円(税込)
	査を行う。		
バインダージェット 方式の付加製造技術 (積層造形技術)に 関する標準化戦略構 築	金属を中心とするバインダージェット方式 の付加製造技術について、当該技術開発を 行う企業、研究機関のみならず、バインダ ージェット法付加製造に用いる原材料の企 業等と連携し、自動車部品、ヘルスケア部 品等の具体的な想定ニーズ等を調査し、 際標準化の方向性に関する標準化戦略を構 築する。本テーマでは、異業種の国内関係 者と摺合せを行い、標準化戦略構築を行う。	令和7年度	10,946,364

3. 知的財産マネジメントに係る基本方針、データマネジメントに係る基本方針

本事業は、委託契約書及び「知的財産マネジメントに係る基本方針」、「データマネジメントに係る基本方針」(別添 1)に従って、知的財産及び研究開発データについて適切なマネジメントを実施し、契約締結日までに、委託契約書様式の「知財合意書届出書」、「知財運営委員会設置届出書」及び「データマネジメントプラン届出書」を提出していただきます。

また、研究開発データのうちプロジェクト参加者以外の者に有償または無償で提供することが可能なものについては、その索引情報を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとします。

(参考: http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/data_manegement.html)

4. 事業実施期間

契約締結日~令和8年2月27日(金)

5. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていた だくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全て を他の法人に再委託することはできません。)

① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。

なお、以下の i \sim iv を全て満たすと認められる場合には、国外企業等(国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。)との連携により実施することができるものとする。

i. プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠

又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。

- ii. 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理 の体制整備等がなされていること。
- iii. 法令を遵守すること。
- iv. 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について 十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者(統括機関)を定めること。
- ⑤ 規格案の作成に際しては、特定の者(企業)の利益のみならず、我が国の社会(産業界)全体に資する内容となるよう意見の集約、コンセンサスの形成に取り組むこと。
- ⑥ 事業目的を着実に達成するため、当会からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等 の段階までフォローアップできること。
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑧ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者では ないこと。
- ⑨ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑩ オンライン会議を主催するときは、経済産業省が指定するWeb会議サービス(令和 7年4月時点では、Webex、Teams)を使用すること。

6. 契約の要件

- (1) 契約形態:委託契約
- (2) 採択件数:25件
- (3)予算規模: 2. 事業内容に記載のある金額をそれぞれの上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入:事業報告書の電子媒体1部を当会に納入。
 - ※ 電子媒体を納入する際、透明テキストファイル付PDFファイル に変換した電子媒体も併せて納入してください。
- (5) 委託金の支払時期: 委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。
- (6)支払額の確定方法: 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則と して現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となり

ます。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満た さない経費については、支払額の対象外となる可能性もありま す。

7. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日:令和7年4月7日(月)

締 切 日:令和7年5月7日(水)12時必着

(2) 説明会の開催

本件に関する説明会を実施しますので、12.に記載の窓口に連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和7年4月15日(火)17時までに登録してください。

Webex を使用して行います。また、事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。

なお、連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「再委託事業公募説明会 出席登録」 と明記してください。

開催日時:令和7年4月17日(木)11時00分(30分程度を予定しております。)

(3) 応募書類

- ①ご提出いただく書類は、以下になります。
 - a) 提案書
 - b) 会社概要等が確認できる資料
 - c) 直近の過去3年分の財務諸表
- ・提案書は、事業内容別に以下の様式をご使用ください。

提案書様式 A: 国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加 速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動)[国際標準開発]

提案書様式 B: 国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加 速事業: 産業基盤分野に係る国際標準開発活動)[JIS 開発]

提案書様式 C: 国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(戦略的国際標準化加 東事業: 産業基盤分野に係る国際標準開発活動)「調査研究等]

提案書様式 D:エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))[国際標準開発]

提案書様式 E: エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野))) [JIS 開発]

提案書様式 F: エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際

標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))[調査研究等]

- ・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きを基本とします。なお、応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文を提出してください。
- ・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。契約条項は、基本的には、委託元である経済産業省のホームページにある以下の内容となります。契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出してください。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。
 - ○国際標準開発、JIS 開発及び標準化活動の場合:バイ・ドール(データマネジメント)条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7bayhdole-dm1_format.pdf
○上記以外の場合:バイ・ドール (データマネジメント) 条項なし概算契約書
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7gaisan-1_format.pdf

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、 応募書類は返却しません。

なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご 了承ください。

- ③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成 費用は支給されません。
- ④提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はPDF(透明テキストファイル付き)化して電子メールにより、12.に記載の窓口に提出してください。提出の際は、件名(題名)を必ず「再委託事業公募提案書応募」としてください。

- ① 応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ② 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますので御了承ください。
- ③ 締切りを過ぎての提出は受け付けられません。

8. 審査・採択について

(1) 審查方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。 なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2)審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「5.」の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、「1.」本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。
- ⑥ 事業の目的の確実な達成に向け、委託事業終了後も国際規格の制定又は改正等の段階 までフォローできる能力や体制等を有しているか。
- ⑦ 規格案の作成に当たっては、特定企業の利益のみならず、生産・消費(流通)・中立といった利害関係者の意見を集約し、合意形成が図れる調整能力を有しているか。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ① 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ② 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)を行っていないか。
- ③ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に 対しその旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

9. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済 産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があ ります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始

となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、 再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

契約条項は、基本的には7. (3) に示す経済産業省のホームページにある内容となります。

また、委託業務の事務処理・経理処理につきましては、本事業の委託元である経済産業省 の作成する最新の委託事業事務処理マニュアル

(<u>http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html</u>) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
	1.774
I. 人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
Ⅱ. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した 外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金 等)
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって耐用年数1年未満のもの(ただし、 当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員(アルバイト等)に係る経費

その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが
	特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
	例)
	通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)
	光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等につい
	て、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる
	場合)
	翻訳通訳、速記費用
Ⅲ. 一般管理費	事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽
	出、特定が困難なものについて、再委託契約締結時の条件に基づいて一定
	割合の支払を認められた間接経費
Ⅳ. 再委託・外	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、
注費	他の事業者に外注するために必要な経費
	※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注
	費」と「再委託費」のことを言う。

(2) 直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、 事務機器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

11. その他の留意事項

- (1) 提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。
- (2) 応募者等が所有する特許権等を使用する場合は、提案書の中にその旨を明記してください。また、使用条件等について提案等がありましたら、併せて提案書の中に明記してください。
- (3) 実施期間は、テーマにより異なり $1 \sim 3$ 年間ですが、契約は単年度となります。定期的に事業の進捗状況等を確認し、翌年度以降の事業継続の必要性を精査します。
- (4) 提出書類については、必要に応じて委託元である経済産業省へ提出する場合がございます。
- (5) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(6) <u>これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日(月)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の</u>上で応募してください。

【主な改正点】

- ①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)
 - ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を 禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」について は以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定(実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制)
- ・技術的内容を含む他省庁等との連携調整
- ・再委託・外注先の業務執行管理(再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法 及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ)
- ・報告書(構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ)
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、 原則、認めない(経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。)。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、当会及び 委託元である経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約 締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
- (主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業 (主に特定分野における専門性が極めて高い事業)
- ②一般管理費率の算出基礎の見直し
 - (一般管理費=(人件費+事業費)(再委託・外注費を除く)×一般管理費率)

(7) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、当会及び本事業の委託元である経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うと ともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行 わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(8)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf

- (9)提出された提案書等の応募書類及び再委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について委託元である経済産業省との調整を経て決定することとします。
 - ○原則開示とする書類
 - ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」
 - ※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については委託元である経済産業省と調整を経て決定することとします。

12. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メールのみ受け付けます。電話、来訪等による問合せには対応いたしません。

窓口:一般財団法人日本規格協会

標準化企画・管理ユニット標準化総括チーム 野原、小畑

電子メール: sdg@jsa.or.jp

なお、問合せは、原則として令和7年4月25日(金)以降は受け付けません。問合せの際は、件名(題名)を必ず「再委託事業公募問合せ」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

1. 知的財産マネジメントに係る基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的(知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、 その成果を事業活動において効率的に活用すること)及び本プロジェクトの目的を達成するため、 本プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者(研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先を含む。以下同じ。)間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする¹。

なお、プロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書(以下「知財合意書」という。)の作成に当たっては、本事業の委託元である経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」²を参考にする。

1. 本指針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

¹プロジェクト参加者が1者のみである場合は、知財合意書の提出は不要。

_

(4) フォアグラウンド I P

「フォアグラウンド IP」とは、プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第17条)の適用

当会及び本事業委託元である経済産業省は、フォアグラウンドIPについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第17条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。ただし、研究開発の受託者に国外企業等(国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。)が含まれる場合には、当該受託者が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンドIPについて受託者と国との共有とすることができるものとし、当該国外企業等と国との持分の合計のうち50%以上の持分は国に帰属するものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なく当会を介して本事業の委託元である経済産業省に報告 すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド I Pを無償で国 に実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I Pを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド I Pを実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I Pの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ 当会を介して本事業委託元である経済産業省の承認を受けること

(2) その他の事項

- ① 受託者又はフォアグラウンド I Pの移転を受けた者(以下「受託者等」という。)が合併又は 買収された場合は、速やかに当会を介して本事業委託元である経済産業省に報告するものとし、 当会を介して本事業の委託元である経済産業省は、当該受託者等が保有するフォアグラウンド I Pについて、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で 検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンド I Pの保有者以外の第三 者による実施を確保する。
- ② 受託者等が、その親会社又は子会社(これらの会社が国外企業等である場合に限る。)へフォアグラウンド I Pを移転等しようとする場合は、当会を介して本事業の委託元である経済産業省に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うものとする。
- ③ プロジェクト参加者が国外企業等の場合は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (ア) 国と国外企業等のみが共有するフォアグラウンド I P について、第三者に対して実施許諾 するこができるものとし、国外企業等はこれに同意するものとすること

- (イ) 国が国外企業等と共有するフォアグラウンド I Pに係る出願費用等は、国外企業等が負担すること
- ④ 受託者は、プロジェクトとしての研究開発成果の権利化/秘匿化/公表等の取扱い方針を作成した後に、当該方針を当会を介して本事業の委託元である経済産業省に報告するものとする。また、受託者は、各研究開発成果につき、上記取扱い方針に基づき判断した結果(各研究開発成果の権利化/秘匿化/公表等の取扱い及びその判断理由)を速やかに当会を介して本事業の委託元である経済産業省に報告する。
- 3. プロジェクト参加者間の知財合意書で定める事項
- (1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾 に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。また、前記方針決定のための、プロジェクトとしての研究開発成果の権利化/秘匿化/公表等の取扱い方針を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に 開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であら かじめ合意するものとする。

(3) 本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加 者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、当会及び本事業の委託元である経済産業省が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についての当会を介して本事業の委託元である経済産業省との協議等が必要である。出願により権利化する

場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定するものとする。

(5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、 成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

(6) フォアグラウンド I Pの帰属

フォアグラウンド I Pは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

研究開発の成果を得たプロジェクト参加者以外の者に保有させることで、研究開発の成果の有効な活用が見込まれる場合、発明者等が属する機関にフォアグラウンドIPを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドIPを保有させるとフォアグラウンドIPが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が CIP (Collaborative Innovation Partnership: 技術研究組合)を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合等には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドIPを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドIPの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

(7) 共有するフォアグラウンド I Pの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、 自由かつ無償にて実施できるものとすることを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを 妨げない。

(8) 知的財産権の権利不行使と実施許諾

① 本プロジェクト期間中の権利不行使と実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンド I Pだけでなく、プロジェクト参加者が本プロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及び本プロジェクトの開始後に本プロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権を含む。後記②においても同じ。)について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

② 本プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者が本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者たる国内企業等の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果 の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合 理的な解決を図るものとする。

③ プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンド I Pの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト参加者間 の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

2. データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得または収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間 の合意により必要に応じて定めるものとする。

採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、プロジェクト 参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成する ものとする。

なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書 (以下「データ合意書」という。)及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業 省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン (別冊)委託研究 開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」³ (平成29年12月)を参考にす る。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1)研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得または収集した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式をの他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

(2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

(3) 非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データまたは自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

(1) 自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得または収集したプロジェクト参加者が管理方針を 決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用また は他者に対する提供等を促進するよう努める。

³ https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

3. 当会と受託者とが約する事項

(1) データカタログに掲載する索引情報の報告

委託者指定データ(指定された場合のみ)、自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報(以下「メタデータ」という。)を当会を介して本事業の委託元である経済産業省に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

(4) 秘密保持について

受託者は、受託者が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、当会を介して本事業の委託元である経済産業省の承諾を得ない限り、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、受託者が、当該委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- 一 知り得た際、既に公知となっていたもの
- 二 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの
- 三 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

また、受託者は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、上述の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ 提供及び秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得または収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者および知財運営委員会に 提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発 の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者および知財運営委員会に提出 する。 研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中または本プロジェクトの成果の事業化ための利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、または、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償または合理的な利用料無償で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ)については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に5.(15)に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取り組みとして、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得または収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- (1) データの名称
- (2) データの説明
- (3) データ管理機関
- (4) データ管理機関コード
- (5)分類(自主管理データと記載)
- (6) メタデータのアクセス権
- (7) データのアクセス権
- (8)(秘匿する場合)秘匿理由
- (9) メタデータ掲載予定日
- (10) データの取得方法又は取得方法
- (11) データの分野
- (12) データ種別

- (13) 概略データ量
- (14) データの利活用・提供方針
- (15) 円滑な提供に向けた取り組み
- (16)公開予定日
- (17) リポジトリ情報
- (18) リポジトリ URL・DOI リンク
- (19) データ作成者(日本語欄)
- (20) データ作成者(英語欄)
- (21) データ作成者の e-Rad 研究者番号
- (22) データ管理者(日本語欄)
- (23) データ管理者(英語欄)
- (24) データ管理者の e-Rad 研究者番号
- (25) データ管理者の連絡先
- (26) 加工方針
- (27) 備考